

軽自動車税について



問い合わせ

町民課 ☎ 893-1117 / 吾北総合支所住民福祉課 ☎ 867-2300
 本川総合支所住民福祉課 ☎ 869-2112

平成31年度の軽自動車税率をお知らせします。

○原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪車

車両区分		新税率
総排気量		
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊自動車	農耕車	2,000円
	その他	5,900円
軽二輪（125cc超250cc以下）		3,600円
小型二輪（250cc超）		6,000円



○軽三輪車、軽四輪車

車両区分			旧税率※1	新税率※2	重課税率※3
軽三輪			3,100円	3,900円	4,600円
軽四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

- ※1 平成27年3月31日までに初度登録された三輪及び四輪の軽自動車は、旧税率での課税です。
- ※2 平成27年4月1日以降に初度登録された三輪及び四輪の軽自動車は、新税率での課税です。
- ※3 最初の新規検査から13年を超える三輪及び四輪の軽自動車は、重課税率が適用されます。お手元の自動車検査証の「初度検査年月」をご確認ください。平成31年度は、平成18年3月以前に登録された車両が対象です。

○グリーン化特例（軽課）に係る軽自動車

車両区分			グリーン化特例（軽課）適用の車両			特例適用外の車両
			(ア) 税額を概ね 75%軽減	(イ) 税額を概ね 50%軽減	(ウ) 税額を概ね 25%軽減	
四輪以上	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円	10,800円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円	6,900円
	貨物用	自家用	1,300円	2,500円	3,800円	5,000円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円	3,800円
三輪			1,000円	2,000円	3,000円	3,900円

かりや司法書士事務所



司法書士 刈谷裕治
 いの町1700番地19-2F
TEL (088) 881-2919
 定休日 土曜・日曜・祝日
 事前予約により無料相談受付中

相続・公正証書遺言・不動産売買による登記・会社登記

(いの町役場前)

有料広告

